

## 犬・猫の不妊手術の助成をしています

▷問い合わせ先＝(一社)岩手県獣医師会(☎019-651-0310)、最寄りの動物病院

### ■助成の内容

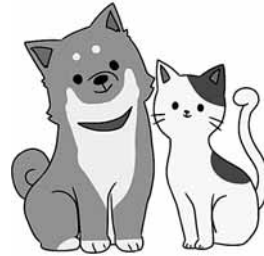
▷申込期間＝9月30日(日)まで

▷助成対象頭数

- ・犬＝10頭
- ・猫＝75頭(うち地域猫35頭)
- ※申し込みが対象頭数を越えた場合は抽選となります。

▷助成金額＝1頭当たり5,000円

▷申込方法＝最寄りの動物病院に申し込み用紙が用意されていますので、必要事項を記入し動物病院に提出してください。



## 犬や猫と仲良く暮らすために～適正な飼育をしましょう～

▷問い合わせ先＝市民環境課環境衛生係(☎内線125)

### ■犬との暮らし

▷飼い犬の登録

狂犬病予防法により、犬は登録が必要になります。犬を家族に迎え入れたなら、必ず市町村に届け出ましょう。



▷年に1回の狂犬病予防注射をしましょう

狂犬病予防法により、犬は年に1回の狂犬病予防注射をしなければなりません。動物病院か、春と秋に市で行っている集合注射に足を運んでください。

### ■猫との暮らし

▷猫は屋内で飼いましょう

猫を屋外で放し飼いにすると、交通事故に遭ったり、車に傷をつけたりするなどの被害で、被害者から損害賠償請求や虐待を受けてしまったりするなどさまざまな危険があります。猫の安全や健康を守ることは、飼い主としての責任であり、ちょっとした心掛けで近隣とのトラブルも未然に防ぐことができます。

▷外の猫に対して…

外飼いの猫や野良猫に対してのむやみな餌付けは野良猫を呼び寄せることになるのでやめましょう。また周辺がふん尿で汚されたり、食べ残しにカラスが集まったりなど、衛生的にも良くないことや、繁殖期の鳴き声による近隣への迷惑も考えられます。

さらに、餌付けをすることにより、その猫の飼い主とみなされる場合もあります。かわいそうだからという理由で餌付けをすることで、不幸な猫はかえって増えてしまいます。

### ■ペットとのより良い暮らしのために

▷飼い方のマナーに気を配りましょう

飼い主の皆さんのほとんどは、しつけや散歩などのマナーを守りペットと暮らしていますが、一部のマナーの悪い飼い主などのために、全ての飼い主が悪く見られてしまうこともあります。誰もが安心して暮らすために責任を持ってペットを飼いましょう。



## 介護保険サービス利用者の負担割合が変わります

▷問い合わせ先＝長寿社会課介護保険係(☎内線439)

### ■介護保険制度改正による変更点

介護保険サービスを利用した場合、料金の一定割合分が利用者の負担となります。

このうち65歳以上の人(第1号被保険者)の負担割合は、これまで所得の状況に応じて1割または2割とされていましたが、介護保険制度の改正によって、平成30年8月利用分から、下表のように1割、2割、3割の3段階になります。

※第2号被保険者(40歳から64歳までの人)の負担

割合は変わりません。

※今回の改正による申請などの手続きは不要です。

要支援・要介護認定を受けている人は、7月中に新しい「介護保険負担割合証」を送付しますので、8月1日以降に介護保険サービスを利用する場合は、介護保険被保険者証と新しい介護保険負担割合証を担当ケアマネジャーや介護保険施設に提示してください。

区 分		負担割合	
65歳以上の人	本人の合計所得金額が220万円以上	年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が、単身世帯で340万円以上、または2人以上世帯で463万円以上 年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が、単身世帯で280万円以上340万円未満、または2人以上世帯で346万円以上463万円未満	3割 2割
	本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満	年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が、単身世帯で280万円未満、または2人以上世帯で346万円未満	1割
		年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が、単身世帯で280万円以上、または2人以上世帯で346万円以上	2割
	本人の合計所得金額が160万円未満	年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が、単身世帯で280万円未満、または2人以上世帯で346万円未満	1割

## 夏の交通事故防止県民運動が始まります～8月1日から10日まで～

▷問い合わせ先＝市民環境課交通安全係(☎内線127)

県内では、死亡事故が多発しており、中でも高齢者の死亡事故が全体の6割以上を占めています。

死亡事故の特徴は、道路横断中の歩行者が事故に遭うケースや路外逸脱などの単独事故、対向はみだしによる正面衝突が多くなっています。

夏場は暑さや疲れなどからぼんやり運転をしやすくなり、重大事故が多発する傾向にあります。

長距離を運転する際は、無理のない運転計画を立て、1時間ごとに休憩を取りましょう。

一人一人が交通ルールと交通マナーを守り、交通事故を起こさないよう、遭わないよう、十分注意しましょう。

### ■運動の重点項目■

- ・暑さなどによる過労運転の防止
- ・夏休み中の子どもの交通事故防止
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶

### ■飲酒運転4(し)ない運動■

- 1 運転するなら酒を飲まない
- 2 運転する人に酒を提供しない
- 3 酒を飲んだ人に車を提供しない
- 4 酒を飲んだ人の車に同乗しない

— スローガン — 「ぶつかるよ ながら運転 じこのもと」 —